

# 豊中市伊丹市クリーンランド 余熱利用の基本方針（素案）についての パブリックコメント実施概要

## 1 意見募集の主旨

豊中市伊丹市クリーンランドにおいては、平成 25 年からの余熱利用施設の休館を機に、クリーンランドの今後の余熱利用のあり方について検討をすすめてきました。そして、平成 27 年 3 月 9 日「余熱利用の基本方針策定委員会」から「豊中市伊丹市クリーンランドにおける今後の余熱利用形態の基本方針」について答申を受けました。

そして、本年度、この答申を受けクリーンランドにおいて、「ごみ焼却により発生した熱エネルギー（余熱）を効率的に電気に変換し、処理施設の動力などの自家消費分を除いた電気の全量を電力会社へ売却する」こととした「豊中市伊丹市クリーンランド余熱利用の基本方針（素案）」としてまとめたものです。

この基本方針（素案）について、豊中市伊丹市クリーンランドパブリックコメント手続要綱第 3 条第 1 号に基づき意見を募集します。

## 2 対象者

- ア 豊中市又は伊丹市（以下「組合市」という。）の区域内に住所を有する者
- イ 組合市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 組合市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 組合市の区域内に存する学校に在学する者
- オ 組合市の市税の納税義務者
- カ アからオまでに掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

3 意見募集期間 **平成 27 年 12 月 10 日(木)～平成 28 年 1 月 12 日(火)** 郵送は締切日必着。

## 4 案件

[「豊中市伊丹市クリーンランド余熱利用の基本方針（素案）」\[概要\]](#)

[「豊中市伊丹市クリーンランド余熱利用の基本方針（素案）」](#)

**(参考資料)** [余熱利用の基本方針策定委員会答申 「豊中市伊丹市クリーンランドにおける今後の余熱利用形態の基本方針について」\(平成 27 年 3 月 9 日付\)](#)

## 5 案件等の閲覧場所

- ① クリーンランド及び豊中市・伊丹市ホームページ
- ② 豊中市伊丹市クリーンランド 総務課 及び  
(豊中市) 市政情報コーナー、庄内出張所、新千里出張所  
(伊丹市) 支所、分室、消費生活センター、市民まちづくりプラザ、人権啓発センター、防災センター（市役所東館）1 階行政資料コーナー、図書館本館（ことば蔵）、まちづくり推進課 **※②の両市閲覧場所でのご意見の提出は受け付けておりませんのでご注意ください。**

## 6 意見の提出方法

- 提出様式：備え付けの[意見提出用紙](#)またはこれに準じたもので提出してください。（氏名・

住所・電話・メールアドレスを明記してください) ホームページにおいて意見提出用紙 word ファイルを添付しています。

○ 提出方法

**郵便の場合** : 〒561-0806 豊中市原田西町 2 番 1 号豊中市伊丹市クリーンランド総務課  
企画係宛 (締切日に必着)

**ファックスの場合** : Fax.06-6845-6194 (Tel.06-6841-5395 まで着信のご確認のお電話をお願いします。)

**電子メールの場合** : [clean.soumu@toyotami-cleanland.jp](mailto:clean.soumu@toyotami-cleanland.jp)

**ご持参の場合** : 豊中市原田西町 2 番 1 号 豊中市伊丹市クリーンランドごみ焼却施設  
2 階 総務課企画係 (9 時~17 時、土曜・日曜・祝日を除く)

○ 郵便料金や通信にかかる費用は、自己負担でお願いいたします。

## 7 意見の取扱いについて

○ 提出された意見は、名前・連絡先を除き、公表されることがあることを予めご了承ください。

○ ご意見の概要と豊中市伊丹市クリーンランドの考え方を上記案件等の閲覧場所①並びに②において一定期間公表します。なお、ご意見への個別回答はいたしませんのでその旨ご了承ください。

○ この意見募集は、具体的な意見を収集することを目的としているため、単に賛否だけを掲載したものや趣旨の不明瞭なもの、「豊中市伊丹市クリーンランド余熱利用の基本方針(素案)」に対する意見ではないものについては、豊中市伊丹市クリーンランドの考え方を示さないことがあります。